

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きの翌日)  
(當日起之翌日)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第百三条第四項後段の規定による円護寺団地地区画整理事業（第四工区）施行地区の換地処分の公告がった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年八月十四日

目 次

◆告示

町等の区域の変更等（地方課）

土地改良区の役員の退任（農村整備課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）

一般国道の区域の変更（道路課）

県道の区域の変更（〃）

一般国道の供用の開始（〃）

県道の供用の開始（〃）

土地区画整理法による換地処分（都市計画課）

開発行為に関する工事の完了（〃）

告 示

町区及び字の名称	同上の区域（平成四年四月八日現在の地番による。）
北園一丁目	北園一丁目の全域
円護寺字居屋敷一三七の二、一四三及びこれらと一体をなす国有地	円護寺字居屋敷一三七の二、一四三及びこれらと一体をなす国有地
円護寺字妙見西側四五の一の一部、四五二の四の一部	円護寺字妙見西側四五の一の一部、四五二の四の一部
円護寺字妙見堤ノ上四七二の二、四七三の二及びこれらと一体をなす国有地	円護寺字妙見堤ノ上四七二の二、四七三の二及びこれらと一体をなす国有地
円護寺字上ノ平ル西側の全域	円護寺字上ノ平ル西側の全域
円護寺字上ノ平ル五四八の一から五四八の三まで、五四九の一から五四九の六まで、五一の一から五一の三まで、五五二、五五二の一、五五三、五五三の一、五五四から五六〇まで、五六〇の一、五六一の一、五六一の二、五六二から五六四まで、五六四の一、五六五、五六六の一、五六六の二、五六二の二、五六七から五六九まで、五六九（五七八〇）合併、五七九の	円護寺字上ノ平ル五四八の一から五四八の三まで、五四九の一から五四九の六まで、五一の一から五一の三まで、五五二、五五二の一、五五三、五五三の一、五五四から五六〇まで、五六〇の一、五六一の一、五六一の二、五六二から五六四まで、五六四の一、五六五、五六六の一、五六六の二、五六二の二、五六七から五六九まで、五六九（五七八〇）合併、五七九の

円護寺字妙見堤ノ上	円護寺字妙見西側	円護寺字居屋敷	円護寺字稻干場
ル 円護寺字上ノ平	円護寺字妙見堤ノ上	円護寺字居屋敷のうち六二四まで、六二五の一部、六二六の二、六二七の二、一四三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	円護寺字稻干場のうち六〇〇の一部、六〇一から六〇六まで、六〇六の一、六〇六の二、六〇七から六〇九まで、六〇六八まで及でこれらと一体をなす国有地

円護寺字上ノ平ル	円護寺字妙見堤ノ上	円護寺字居屋敷	円護寺字稻干場
円護寺字上ノ平ルのうち五四八の一から五四八の三まで、五四九の一から五四九の六まで、五五一の一から五五一の三まで、五五二の一、五五三、五五三の一、五五四から五六〇まで、五六〇の一、五六一の一、五六一の二、五六二から五六四まで、五六四の一、五六五、五六六の一、	円護寺字妙見堤ノ上のうち四七二の一、四七三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	円護寺字居屋敷のうち六二四まで、六二五の一部、六二六の二、六二七の二、一四三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	円護寺字稻干場のうち六〇〇の一部、六〇一から六〇六まで、六〇六の一、六〇六の二、六〇七から六〇九まで、六〇六八まで及でこれらと一体をなす国有地

  

円護寺字上ノ平ル	円護寺字妙見平	円護寺字古屋敷	円護寺字稻荷ノ下モ
円護寺字上ノ平ル西側	円護寺字上ノ平ル西側	円護寺字居屋敷のうち七〇四の一以外の区域	円護寺字稻荷ノ下モのうち六七七以外の区域

**鳥取県告示第六百八十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり瑞穂地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	島岡永明	氣高郡氣高町大字下坂本九三
"	宮石健司	氣高郡氣高町大字下坂本二二八
監事	谷川昭雄	氣高郡氣高町大字下坂本二八八
"	大山節	氣高郡氣高町大字下坂本六一
		氣高郡氣高町大字下坂本四七〇

平成四年三月四日退任

**鳥取県告示第六百八十五号**

日南町が行う土地改良事業（団体當ため池等整備事業大原山地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年八月十四日

鳥取県告示第六百八十六号  
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成四年八月十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成四年八月十四日

**一 縦覧に供する書類**

土地改良事業計画書及び条例の写し

**二 縦覧に供する期間**

平成四年八月十七日から二十一日間

**三 縦覧に供する場所**

日南町役場

**四 異議の申出**

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

路線名	区	間
西伯郡西伯町大字阿賀字平塚三 二五一地先から同地先まで	鳥取県知事 西 尾 邑 次	
変更後	変更前	前変後別更
一一・八〇五	六・七・五	(敷地の幅員) (メートル)
一一・八〇五	六・二・〇	(延長) (メートル)

## 鳥取県告示第六百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成四年八月十四日から二週間鳥取県土木部道路課に

おいて一般の縦覧に供する。

平成四年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	前後別		(敷地の幅員) (メートル)	(延長) (メートル)
	区	間		
豊房名和線				
変更前				
西伯郡名和町大字古御堂字金 藏ヶ平ル七三一地先から同字 七三二一一地先まで	西伯郡名和町大字古御堂字金 藏ヶ平ル七三一地先から同字 七三二一一地先まで	西伯郡名和町大字古御堂字金 藏ヶ平ル七三一地先から同字 七三二一一地先まで	一〇・〇〇・七 一〇・七 一〇・五	一〇・〇〇・七 一〇・七 一〇・五
○・七 三・五	一〇・〇〇・七 一〇・七 一〇・五	一八四・〇	一三一・〇	一三一・〇
一八四・〇				
変更後				
西伯郡名和町大字古御堂字金 藏ヶ平ル七三一地先から同字 七三二一一地先まで	西伯郡名和町大字古御堂字金 藏ヶ平ル七三一地先から同字 七三二一一地先まで	西伯郡名和町大字古御堂字金 藏ヶ平ル七三一地先から同字 七三二一一地先まで	一〇・〇〇・七 一〇・七 一〇・五	一〇・〇〇・七 一〇・七 一〇・五
○・七 三・五	一〇・〇〇・七 一〇・七 一〇・五	一八四・〇	一三一・〇	一三一・〇
一八四・〇				

## 鳥取県告示第六百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、

次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成四年八月十四日から二週間鳥取県土木部道路課に

おいて一般の縦覧に供する。

平成四年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	前後別		(敷地の幅員) (メートル)	(延長) (メートル)
	区	間		
西伯根雨線				
変更前				
西伯郡会見町宮前字長福寺四 五〇一三地先から同町宮前字 四反畠三二六地先まで	西伯郡会見町宮前字長福寺四 五〇一三地先から同町宮前字 四反畠三二六地先まで	西伯郡会見町宮前字長福寺四 五〇一三地先から同町宮前字 四反畠三二六地先まで	六・〇〇 二・〇〇 一・四六・〇	六・〇〇 二・〇〇 一・四六・〇
八・〇〇 一・三・〇 一・五五・〇	八・〇〇 一・三・〇 一・五五・〇	八・〇〇 一・三・〇 一・五五・〇	八・〇〇 一・三・〇 一・五五・〇	八・〇〇 一・三・〇 一・五五・〇
変更後				
西伯郡日吉津村大字日吉津八 七六一一地先から同大字八七 二一一五地先まで	西伯郡日吉津村大字日吉津八 七六一一地先から同大字八七 二一一五地先まで	西伯郡日吉津村大字日吉津八 七六一一地先から同大字八七 二一一五地先まで	八・〇〇 一・三・〇 一・五五・〇	八・〇〇 一・三・〇 一・五五・〇
五・三・七 一 一九一・〇	五・三・七 一 一九一・〇	五・三・七 一 一九一・〇	五・三・七 一 一九一・〇	五・三・七 一 一九一・〇
路線名	区	間	供用開始の期日	
一八〇号				
西伯郡西伯町大字阿賀字平塚三二五 一地先から同地先まで	西伯郡西伯町大字阿賀字平塚三二五 一地先から同地先まで	西伯郡西伯町大字阿賀字平塚三二五 一地先から同地先まで	平成四年八月十四日	平成四年八月十四日

**鳥取県告示第六百八十九号**

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成四年八月十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成四年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の期日
溝口伯太線	西伯郡会見町宮前字長福寺四五〇一三地先から同町宮前字四反畠三三六地先まで	平成四年八月十四日
西伯根雨線	西伯郡西伯町大字落合字家ノ下五四五地先から同大字字地蔵前五五七地先まで	平成四年八月十四日
日吉津伯耆 大山停車場	西伯郡日吉津村大字日吉津八七六一 地先から同大字八七二一一五地先まで	平成四年八月十四日

**鳥取県告示第六百九十一号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六百九十二号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第一百三条第三項の規定

に基づき、鳥取県住宅供給公社から円護寺団地土地区画整理事業（第四工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成四年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六百九十二号**

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成二年八月三十一日 鳥取県指令受都計三一一第一号
- 二 工区に含まれる地域の名称  
鳥取市岩倉字犬島、字犬島赤田及び字柏木（第三工区）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市末広温泉町六五九  
日興土地観光有限会社

代表取締役 墓土健英